議第１０２号

富士市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例制定について

富士市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和４年１１月２４日提出

富士市長　　小長井　　義　正

富士市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

（令和　　年　　月　　日
条　例　第　　　　号）

富士市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成６年富士市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

第４条第２号ア中「１万５，８００円」を「１万６，１００円」に改め、同号イ中「７，５６０円」を「７，７００円」に改める。

第９条及び第１０条中「７円５１銭」を「７円７３銭」に改める。

第１３条中「５２５円６銭」を「５４１円３１銭」に、「３１万５００円」を「３１万６，２５０円」に改める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の富士市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議第１０３号

富士市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定について

富士市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和４年１１月２４日提出

富士市長　　小長井　　義　正

富士市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

（令和　　年　　月　　日
条　例　第　　　　号）

（富士市職員の定年等に関する条例の一部改正）

第１条　富士市職員の定年等に関する条例（昭和５９年富士市条例第５号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第１章　総則（第１条）

第２章　定年制度（第２条―第５条）

第３章　管理監督職勤務上限年齢制（第６条―第１１条）

第４章　定年前再任用短時間勤務制（第１２条）

第５章　雑則（第１３条）

附則

第１章　総則

第１条中「）第２８条の２第１項から第３項まで及び第２８条の３」を「。以下「法」という。）第２２条の４第１項及び第２項、第２８条の２、第２８条の５、第２８条の６第１項から第３項まで並びに第２８条の７」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第２章　定年制度

第３条中「６０年」を「６５年」に改め、同条ただし書を削る。

第４条第１項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第９条の規定により異動期間（同条第１項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第１項又は第２項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第６条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第９条第１項又は第２項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日

の翌日から起算して３年を超えることができない。

第４条第１項第１号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第２号中「、その」を「、当該」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第３号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第２項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第３項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第４項中「任命権者は」の次に「、第１項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第２項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第１項の事由が存しなくなつた」を「第１項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の３章を加える。

第３章　管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第６条　法第２８条の２第１項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

⑴　富士市職員の給与に関する条例（昭和４１年富士市条例第３４号。以下「給与条例」という。）第８条第１項の規定により管理職手当の支給を受ける職員の職

⑵　給与条例別表第１の行政職給料表における職務の級が７級である職（前号に掲げる職を除く。）

⑶　給与条例別表第２の教育職給料表における職務の級が３級である職（第１号に掲げる職を除く。）

⑷　給与条例別表第３の医療職給料表⑶における職務の級が６級である職（第１号に掲げる職を除く。）

（管理監督職勤務上限年齢）

第７条　法第２８条の２第１項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢６０年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第８条　任命権者は、法第２８条の２第４項に規定する他の職への降任等（以下この章において

「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第１３条、第１５条、第２３条の３、第２７条第１項及び第５６条に定めるもののほか､次に掲げる基準を遵守しなければならない。

⑴　当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第１０条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第１５条の２第１項第５号に規定する標準職務遂行能力（次条第３項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。

⑵　人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうち、できる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

⑶　当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において｢上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第１号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第９条　任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の４月１日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第３項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

⑴　当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

⑵　当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

⑶　当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、

当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2　任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第４項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して３年を超えることができない。

3　任命権者は、第１項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4　任命権者は、第１項若しくは第２項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第２項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前３項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第１０条　任命権者は、前条第１項から第４項までの規定により異動期間を延長する場合及び同

条第３項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第１１条　任命権者は、第９条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第４章　定年前再任用短時間勤務制

第１２条　任命権者は、年齢６０年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢６０年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の１週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の１週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢６０年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第５章　雑則

第１３条　この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則を附則第１項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び３項を加える。

（定年に関する経過措置）

２　令和５年４月１日から令和１３年３月３１日までの間における第３条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「６５年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和５年４月１日から令和７年３月３１日まで	６１年
令和７年４月１日から令和９年３月３１日まで	６２年
令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで	６３年
令和１１年４月１日から令和１３年３月３１日まで	６４年

３　令和５年４月１日から令和１３年３月３１日までの間において、富士市職員の定年等に関す

る条例等の一部を改正する等の条例（令和４年富士市条例第　　号。以下「令和４年改正条例」という。）第１条の規定による改正前の第３条ただし書に定める職員であって、第３条の規定を適用する職員の定年については、前項の規定にかかわらず、６５年とする。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

４　任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和４年改正条例による改正前の第３条ただし書に定める職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢６０年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢６０年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（富士市職員の分限に関する条例の一部改正）

第２条　富士市職員の分限に関する条例（昭和４１年富士市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第１条の次に次の１条を加える。

（降給の種類）

第１条の２　降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに法第２８条の２第１項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格することをいう。）とする。

第３条中「職員が」の次に「、降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合のほか」を、「降給」の次に「（法第２８条の２第１項に規定する降給を除く。）」を加える。

附則に次の２項を加える。

（法第２８条の２第１項に規定する降給に関する経過措置）

５　富士市職員の給与に関する条例（昭和４１年富士市条例第３４号）附則第１４項の規定の適用を受ける職員に対する第１条の２及び第３条の規定の適用については、当分の間、第１条の２中「とする」とあるのは「並びに富士市職員の給与に関する条例（昭和４１年富士市条例第３４号）附則第１４項の規定による降給とする」と、第３条中「場合の」とあるのは「場合及び６０歳に達した職員に対する規定の適用を受ける場合の」と、「規定する降給」とあるのは「規定する降給及び６０歳に達した職員に対する規定による降給」とする。

６　第４条第２項の規定は、富士市職員の給与に関する条例附則第１４項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

（富士市職員の給与に関する条例の一部改正）

第３条　富士市職員の給与に関する条例（昭和４１年富士市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

第４条第３項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第４項及び第６項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第１０項を次のように改める。

１０　法第２２条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第２条第３項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「勤務割合」という。）を乗じて得た額とする。

第４条の２を削る。

第７条の２第２項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第１２条第２項第１号中「その者」を「当該職員」に改め、同項第２号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第３項中「その者」を「当該職員」に改める。

第１６条第１項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第２項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第４項中「（第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第５項中「場合は」を「場

合には」に改める。

第２１条第２項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第３項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第２２条第１項中「その者の基準日」を「当該職員の基準日」に、「その者の勤務」を「勤務」に改め、同条第２項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第２２条の２第２項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第２３条の２の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第９条」を「第４条第１項及び第３項から第９項まで、第９条」に、「及び」を「並びに」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の８項を加える。

１４　当分の間、職員の給料月額は、当該職員が６０歳に達した日後における最初の４月１日（附則第１６項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。

１５　前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

⑴　臨時的に任用される職員及び富士市一般職の任期付職員の採用等に関する条例に基づき任期を定めて採用される職員並びに非常勤の職員

⑵　富士市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和４年富士市条例第　　号。以下「令和４年改正条例」という。）による改正前の富士市職員の定年等に関する条例（昭和５９年富士市条例第５号）第３条ただし書に定める職員

⑶　令和４年改正条例による改正後の富士市職員の定年等に関する条例（以下「定年条例」という。）第４条第１項又は第２項の規定により勤務している職員（定年条例第２条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

⑷　定年条例第９条第１項又は第２項の規定により同条第１項に規定する異動期間（同項又は同条第２項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第６条に規定する職を占める職員

１６　法第２８条の２第４項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第１８項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第１４項の規定により当該職員

の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第１４項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

１７　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

１８　異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第１４項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第１６項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前２項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

１９　附則第１６項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第１４項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前３項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

２０　附則第１６項又は前２項の規定による給料を支給される職員に対する第２１条第５項（第２２条第４項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第１６項、第１８項又は第１９項の規定による給料の額との合計額」とする。

２１　附則第１４項から前項までに定めるもののほか、附則第１４項の規定による給料月額、附則第１６項の規定による給料その他附則第１４項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第１行政職給料表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給

再任用短時間勤務職員	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

別表第２教育職給料表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	234,000	274,300	331,100	415,200

別表第３医療職給料表⑴再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

別表第３医療職給料表⑵再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

別表第３医療職給料表⑶再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

短時間勤務職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

（富士市技能労務職員の給与に関する条例の一部改正）

第４条　富士市技能労務職員の給与に関する条例（昭和４１年富士市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「第２８条の５第１項又は第２８条の６第２項」を「第２２条の４第１項」に改める。

第３条の２の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された再任用職員」を「第２２条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（富士市水道事業及び公共下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第５条　富士市水道事業及び公共下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４１年富士市条例第６６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「第２８条の５第１項又は第２８条の６第２項」を「第２２条の４第１項」に改める。

第８条の２の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された再任用職員」を「第２２条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（富士市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第６条　富士市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和４２年富士市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第３条中「期間」の次に「、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の１０分の１に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（富士市立高等学校教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正）

第７条　富士市立高等学校教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和４６年富士市条例第

３８号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第２８条の５第１項」を「第２２条の４第１項」に改める。

（富士市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第８条　富士市職員の育児休業等に関する条例（平成４年富士市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「第５号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、同条中第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

⑶　定年条例第９条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第１０条第２号中「富士市職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に改め、同条に次の１号を加える。

⑶　定年条例第９条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第１５条第１項の表給与条例第４条第１０項の項及び給与条例第１６条第４項の項を削り、同条第３項の表第３条第２項の項中「第２８条の５第１項又は第２８条の６第２項」を「第２２条の４第１項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第４条第２項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第２０条第１項の表給与条例第１６条第４項の項を削り、同条第３項の表第３条第２項の項中「第２８条の５第１項又は第２８条の６第２項」を「第２２条の４第１項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第４条第２項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第２１条第２号中「第２８条の５第１項」を「第２２条の４第１項」に、「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第２２条第１項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（富士市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第９条　富士市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成１０年富士市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「第２８条の５第１項又は第２８条の６第２項」を「第２２条の４第１項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第４条第２項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（富士市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第１０条　富士市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１１年富士市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「第２８条の５第１項又は第２８条の６第２項」を「第２２条の４第１項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第３条第１項ただし書及び第２項ただし書、第４条第２項並びに第１３条第１項第１号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（富士市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第１１条　富士市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１７年富士市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

第３条中「非常勤職員(」の次に「地方公務員法第２２条の４第１項に規定する」を加え、「地方公務員法」を「同法」に改める。

（富士市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正）

第１２条　富士市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成３１年富士市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第１号中「第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項」を「第２２条の４第１項」に改め、同項中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

⑸　富士市職員の定年等に関する条例第９条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（富士市職員の再任用に関する条例の廃止）

第１３条　富士市職員の再任用に関する条例（平成１３年富士市条例第７号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、附則第９条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第２条　任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第１条の規定による改正前の富士市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第４条第１項又は第２項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第１項の期限又は同条第

２項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第１条の規定による改正後の富士市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第４条第１項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して１年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第２条に規定する定年退職日の翌日から起算して３年を超えることができない。

２　任命権者は、基準日（施行日、令和７年４月１日、令和９年４月１日、令和１１年４月１日及び令和１３年４月１日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の３月３１日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第３条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第３条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の３月３１日までの間に新定年条例第４条第１項若しくは第２項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号。以下「令和３年改正法」という。）附則第３条第５項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第３条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

３　新定年条例第４条第３項から第５項までの規定は、第１項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第３条　任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢６５年に達する日以後における最初の３月３１日（以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第３条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

⑴　施行日前に旧定年条例第２条の規定により退職した者

⑵　旧定年条例第４条第１項若しくは第２項、令和３年改正法附則第３条第５項又は前条第１項の規定により勤務した後退職した者

⑶　２５年以上勤続して施行日前に退職した者（前２号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間にある者

⑷　２５年以上勤続して施行日前に退職した者（前３号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和３年改正法による改正前の地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の４第１項又は第２８条の５第１項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第１項若しくは第２項の規定により採用することをいう。次項第５号において同じ。）をされたことがある者

2　令和１４年３月３１日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

⑴　施行日以後に新定年条例第２条の規定により退職した者

⑵　施行日以後に新定年条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務した後退職した者

⑶　施行日以後に新定年条例第１２条の規定により採用された者のうち、令和３年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第２２条の４第３項に規定する任期が満了したことにより退職した者

⑷　２５年以上勤続して施行日以後に退職した者（前３号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間にある者

⑸　２５年以上勤続して施行日以後に退職した者（前４号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3　前２項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、１年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前２項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4　暫定再任用職員（第１項若しくは第２項又は次条第１項若しくは第２項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

５　任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第４条　任命権者は、新地方公務員法第２２条の４第４項の規定にかかわらず、前条第１項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第１２条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

２　令和１４年３月３１日までの間、任命権者は、新地方公務員法第２２条の４第４項の規定にかかわらず、前条第２項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第８条において同じ。）に達している者（新定年条例第１２条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

３　前２項の場合においては、前条第３項から第５項までの規定を準用する。

（令和３年改正法附則第８条第３項の条例で定める職及び年齢）

第５条　令和３年改正法附則第８条第３項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

⑴　施行日以後に新たに設置された職

⑵　施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

２　令和３年改正法附則第８条第３項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第３条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和３年改正法附則第８条第４項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第２２条の

４第４項の条例で定める職及び年齢）

第６条　令和３年改正法附則第４条又は令和３年改正法附則第６条の規定が適用される場合における令和３年改正法附則第８条第４項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第２２条の４第４項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

⑴　施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

⑵　施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

２　令和３年改正法附則第４条又は令和３年改正法附則第６条の規定が適用される場合における令和３年改正法附則第８条第４項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第２２条の４第４項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

（令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第７条　令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第３条及び第４条の規定が適用される間における各年の４月１日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

⑴　基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

⑵　基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

２　令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

３　令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職員は、第１項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第８条　任命権者は、基準日（令和７年４月１日、令和９年４月１日、令和１１年４月１日及び令和１３年４月１日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の３月３１日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第３条に規定する定年

である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第１２条に規定する年齢６０年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新定年条例第１２条の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和３年改正法附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢）

第９条　令和３年改正法附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢は、年齢６０年とする。

（富士市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第１０条　暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第３条の規定による改正後の富士市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第３条第２項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

２　第８条の規定による改正後の富士市職員の育児休業等に関する条例第１１条第１号に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、富士市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第２条第２項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

３　暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第３条第２項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属

する職務の級に応じた額に、第１０条の規定による改正後の富士市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第２条第３項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

４　暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第７条の２第２項、第１２条第２項及び第１６条第２項の規定を適用する。

５　暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第２１条第３項の規定を適用する。

６　新給与条例第２２条第１項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第２項各号に掲げる区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

７　新給与条例第第４条第１項及び第３項から第９項まで、第９条から第１１条まで並びに第１１条の３の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

８　新給与条例附則第１４項から第２１項までの規定は、令和３年改正法附則第３条第５項又は第６項の規定により勤務している職員には適用しない。

（富士市技能労務職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第１１条　暫定再任用職員は、第４条の規定による改正後の富士市技能労務職員の給与に関する条例第２条第１項に規定する地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める者とみなして、同条例の規定を適用する。

（富士市水道事業及び公共下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第１２条　暫定再任用職員は、第５条の規定による改正後の富士市水道事業及び公共下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第２条第１項に規定する地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（富士市立高等学校教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第１３条　暫定再任用職員は、第７条の規定による改正後の富士市立高等学校教育職員の給与等の特別措置に関する条例第２条に規定する地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める者とみなして、同条例の規定を適用する。

（富士市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第１４条　暫定再任用短時間勤務職員は、第８条の規定による改正後の富士市職員の育児休業等に

関する条例第２１条第２号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（富士市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第１５条　暫定再任用短時間勤務職員は、第９条の規定による改正後の富士市職員の特殊勤務手当に関する条例第３条第２項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（富士市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第１６条　暫定再任用短時間勤務職員は、第１０条の規定による改正後の富士市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第２条第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（富士市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第１７条　暫定再任用短時間勤務職員は、第１１条の規定による改正後の富士市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第３条に規定する地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（富士市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第１８条　暫定再任用短時間勤務職員は、第１２条の規定による改正後の富士市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第２条第２項第１号に規定する地方公務員法第２２条の４第１項の規定により採用された職員とみなして、同条例の規定を適用する。

議第１０４号

富士市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

富士市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和４年１１月２４日提出

富士市長　　小長井　　義　正

富士市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（令和　　年　　月　　日
条　例　第　　　　号）

（富士市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　富士市特別職の職員の給与に関する条例（昭和４１年富士市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「１００分の２１５」を「、６月に支給する場合には１００分の２１５、１２月に支給する場合には１００分の２２５」に改める。

第２条　富士市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「、６月に支給する場合には１００分の２１５、１２月に支給する場合には１００分の２２５」を「１００分の２２０」に改める。

（富士市教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第３条　富士市教育長の給与等に関する条例（昭和４１年富士市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「１００分の２１５」を「、６月に支給する場合には１００分の２１５、１２月に支給する場合には１００分の２２５」に改める。

第４条　富士市教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「、６月に支給する場合には１００分の２１５、１２月に支給する場合には１００分の２２５」を「１００分の２２０」に改める。

（富士市職員の給与に関する条例の一部改正）

第５条　富士市職員の給与に関する条例（昭和４１年富士市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

第２２条第２項第１号中「１００分の９５」を「、６月に支給する場合には１００分の９５、１２月に支給する場合には１００分の１０５」に改め、同項第２号中「１００分の４５」を「、６月に支給する場合には１００分の４５、１２月に支給する場合には１００分の５０」に改める。

別表第１から別表第３までを次のように改める。

別表第１（第３条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100

	35	201, 400	249, 000	285, 700	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900	463, 700	523, 800
	36	202, 900	250, 000	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100	464, 300	524, 300
	37	204, 200	250, 900	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300	464, 800	525, 000
	38	205, 500	252, 200	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100	465, 400	525, 600
	39	206, 700	253, 400	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900	466, 000	526, 400
	40	208, 000	254, 700	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700	466, 600	527, 000
	41	209, 300	256, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300	467, 100	527, 500
	42	210, 600	257, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000	467, 600	
	43	211, 900	258, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700	468, 000	
	44	213, 200	259, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400	468, 300	
	45	214, 300	260, 900	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200	468, 600	
	46	215, 600	262, 100	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000		
	47	216, 900	263, 400	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400		
	48	218, 200	264, 500	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100		
	49	219, 200	265, 600	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600		
	50	220, 300	266, 600	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000		
	51	221, 300	267, 800	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400		
	52	222, 300	268, 900	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800		
	53	223, 300	269, 900	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200		
	54	224, 200	270, 900	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600		
	55	225, 100	272, 000	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000		
	56	226, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300		
	57	226, 300	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600		
	58	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000		
	59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300		
	60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600		
	61	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900		
	62	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100			
	63	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400			
	64	231, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700			
	65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000			
	66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300			
	67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600			
	68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900			
	69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100			
	70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400			
	71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700			
	72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000			
	73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200			
	74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500			
	75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800			
	76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000			

	77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
	78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
	79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
	80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
	81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
	82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
	83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
	84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			
	85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			
	86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300				
	87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600				
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
	94		294,900	342,600	381,500					
	95		295,200	343,100	381,900					
	96		295,600	343,500	382,300					
	97		295,800	343,700	382,600					
	98		296,100	344,100	383,100					
	99		296,500	344,500	383,500					
	100		296,900	344,800	383,900					
	101		297,100	345,100	384,200					
	102		297,400	345,500						
	103		297,800	345,900						
	104		298,100	346,300						
	105		298,300	346,800						
	106		298,600	347,200						
	107		299,000	347,600						
	108		299,300	348,000						
	109		299,500	348,500						
	110		299,900	348,900						
	111		300,300	349,200						
	112		300,600	349,500						
	113		300,800	350,000						
	114		301,000							
	115		301,300							
	116		301,700							
	117		301,900							
	118		302,100							

	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第２（第３条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	164,400	207,400	332,200	416,900
	2	165,900	209,100	334,400	418,700
	3	167,400	210,700	336,500	420,500
	4	168,900	212,400	338,500	422,200
	5	170,500	214,200	340,600	423,700
	6	172,400	215,800	342,400	425,200
	7	174,200	217,500	344,200	427,100
	8	176,000	219,100	345,800	429,000
	9	177,700	220,900	347,500	430,800
	10	179,800	222,800	349,600	432,600
	11	181,800	224,700	351,700	434,500
	12	183,700	226,600	353,800	436,300
	13	185,600	228,100	355,900	438,000
	14	187,700	230,100	357,900	439,900
	15	189,800	232,100	359,900	441,700
	16	191,900	234,100	361,900	443,600
	17	194,100	235,900	363,500	445,300
	18	196,400	238,600	365,400	447,100
	19	198,900	241,300	367,200	448,900
	20	201,200	244,000	369,200	450,700
	21	203,600	246,600	370,800	452,300
	22	205,200	249,400	372,700	454,000
	23	206,900	252,000	374,500	455,900
	24	208,600	254,700	376,400	457,600
	25	210,100	257,000	377,700	459,300
	26	211,600	259,400	379,500	460,900
	27	213,300	261,900	381,300	462,500
	28	214,900	264,100	383,200	464,000
	29	216,400	266,600	385,000	465,500
	30	218,100	268,900	386,900	466,800
	31	219,800	271,100	388,800	468,100
	32	221,500	273,200	390,800	469,400
	33	222,900	275,300	392,500	470,600
	34	224,700	277,500	394,200	471,300
	35	226,500	279,600	395,800	472,000
	36	228,200	281,500	397,600	472,700
	37	229,700	283,800	398,800	473,300
	38	231,500	285,500	400,300	474,000
	39	233,300	287,400	401,700	474,700
	40	235,100	289,200	403,100	475,400
	41	236,800	290,600	404,800	476,000
	42	238,500	292,700	406,200	476,700

	43	240,100	294,700	407,500	477,400
	44	241,700	296,900	409,000	478,100
	45	242,900	298,900	410,600	478,700
	46	244,200	301,300	411,900	479,400
	47	245,500	303,500	413,400	480,100
	48	246,600	306,100	415,000	480,800
	49	247,900	308,300	416,700	481,400
	50	249,300	310,700	418,100	482,100
	51	250,500	313,000	419,700	482,800
	52	251,900	315,200	421,200	483,500
	53	253,000	317,300	422,900	484,100
	54	254,200	319,100	424,400	
	55	255,500	320,700	426,000	
	56	256,500	322,300	427,600	
	57	257,800	324,200	429,100	
	58	258,500	326,300	430,600	
	59	259,600	328,400	431,800	
	60	260,600	330,400	433,000	
	61	261,700	332,500	434,200	
	62	262,600	334,600	435,500	
	63	263,700	336,800	436,800	
	64	264,500	339,000	438,000	
	65	265,800	340,700	439,200	
	66	267,200	342,900	440,400	
	67	268,600	344,900	441,600	
	68	270,200	347,100	442,800	
	69	271,500	348,900	444,000	
	70	272,800	350,800	445,200	
	71	274,100	352,800	446,400	
	72	275,400	354,800	447,600	
	73	276,400	356,400	448,700	
	74	277,600	358,300	449,300	
	75	278,900	360,100	449,800	
	76	279,900	362,000	450,300	
	77	280,800	363,800	450,800	
	78	281,800	365,500	451,400	
	79	282,800	367,200	451,900	
	80	283,800	368,800	452,400	
	81	284,900	370,300	452,900	
	82	286,100	371,800	453,500	
	83	287,300	373,300	454,000	
	84	288,500	374,700	454,500	
	85	289,500	375,800	455,000	
	86	290,600	377,200		
	87	291,600	378,600		
	88	292,800	379,900		
	89	293,900	381,200		
	90	295,000	382,500		
	91	296,200	383,700		
	92	297,400	385,000		
	93	297,900	386,300		

	94	298,900	387,400		
	95	300,000	388,700		
	96	301,200	389,900		
	97	302,200	391,300		
	98	303,300	392,300		
	99	304,300	393,400		
	100	305,400	394,400		
	101	306,300	395,300		
	102	307,400	396,300		
	103	308,500	397,400		
	104	309,500	398,500		
	105	310,100	399,200		
	106	311,000	400,100		
	107	311,800	401,000		
	108	312,600	401,900		
	109	313,500	402,700		
	110	313,900	403,600		
	111	314,300	404,400		
	112	314,800	405,200		
	113	315,400	405,800		
	114	315,800	406,500		
	115	316,300	407,200		
	116	316,800	407,900		
	117	317,400	408,500		
	118	317,900	409,000		
	119	318,300	409,400		
	120	318,800	409,800		
	121	319,300	410,200		
	122	319,700	410,500		
	123	320,200	410,800		
	124	320,700	411,000		
	125	321,300	411,200		
	126	321,600	411,500		
	127	321,900	411,800		
	128	322,200	412,000		
	129	322,400	412,200		
	130	322,700	412,500		
	131	323,000	412,800		
	132	323,300	413,000		
	133	323,500	413,200		
	134	323,700	413,500		
	135	323,900	413,800		
	136	324,200	414,000		
	137	324,500	414,200		
	138	324,700	414,500		
	139	325,000	414,800		
	140	325,300	415,000		
	141	325,500	415,200		
	142	325,700	415,500		
	143	326,000	415,800		
	144	326,200	416,000		

	145	326,500	416,200		
	146	326,700	416,500		
	147	327,000	416,800		
	148	327,300	417,000		
	149	327,500	417,200		
	150	327,700			
	151	328,000			
	152	328,300			
	153	328,500			
	154	328,700			
	155	329,000			
	156	329,300			
	157	329,500			
再任用職員		234,000	274,300	331,100	415,200

備考

1　この表は、高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手並びに指導主事その他の職員で別表第４⑵教育職給料表等級別基準職務表に定めるものに適用する。

2　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員で規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

別表第３（第３条関係）

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700	566,500
	2	256,100	341,400	403,300	474,000	569,600
	3	258,600	344,200	405,900	476,200	572,700
	4	261,100	347,100	408,600	478,500	575,800
	5	263,300	349,800	411,000	480,700	578,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900	581,100
	7	270,900	355,900	415,400	485,100	583,500
	8	274,700	358,700	417,300	487,300	585,900
	9	278,300	361,100	419,500	489,300	588,100
	10	282,300	363,700	422,200	491,400	589,600
	11	286,300	366,400	424,800	493,500	591,100
	12	290,300	369,200	427,500	495,600	592,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700	594,100
	14	298,000	375,600	432,400	499,800	595,200
	15	301,900	378,600	434,800	501,900	596,300
	16	305,700	382,200	437,300	504,000	597,200
	17	309,300	385,600	439,300	506,100	598,400
	18	312,800	388,300	441,700	508,100	599,400
	19	316,300	390,800	444,000	510,100	600,400
	20	319,800	393,400	446,400	512,100	601,400
	21	323,400	396,100	447,900	513,900	602,400
	22	327,100	398,300	450,300	515,700	
	23	330,500	400,200	452,600	517,600	
	24	333,800	401,800	454,900	519,500	
	25	337,300	403,800	456,900	521,200	
	26	339,800	406,100	459,200	523,000	
	27	342,400	408,300	461,400	524,800	
	28	344,700	410,600	463,700	526,600	
	29	347,100	412,900	465,800	528,200	
	30	348,900	415,000	468,100	530,000	
	31	350,700	417,000	470,400	531,800	
	32	352,700	419,100	472,600	533,600	
	33	354,900	421,000	474,600	535,200	
	34	357,200	422,800	476,700	537,000	
	35	359,300	424,600	478,800	538,700	
	36	361,600	426,600	480,900	540,500	
	37	363,700	428,500	483,000	542,100	
	38	366,100	430,500	484,800	543,700	
	39	368,300	432,400	486,600	545,100	
	40	370,300	434,400	488,400	546,700	
	41	372,500	436,200	490,100	548,200	
	42	373,500	438,000	491,900	549,600	

	43	374,300	439,700	493,700	551,000	
	44	375,000	441,500	495,500	552,300	
	45	376,200	443,300	497,100	553,500	
	46	377,600	445,100	498,800	554,500	
	47	379,100	446,900	500,600	555,500	
	48	380,600	448,600	502,400	556,500	
	49	381,700	450,400	504,000	557,500	
	50	382,700	452,100	505,300	558,400	
	51	383,700	453,900	506,600	559,300	
	52	384,500	455,700	507,900	560,200	
	53	385,400	457,600	508,900	561,000	
	54	386,300	458,800	510,200	561,900	
	55	387,000	460,000	511,500	562,800	
	56	387,900	461,200	512,800	563,700	
	57	388,600	462,400	513,800	564,600	
	58	389,500	463,400	514,600	565,500	
	59	390,300	464,400	515,400	566,400	
	60	391,100	465,400	516,200	567,100	
	61	391,600	466,200	517,100	568,000	
	62	392,100	466,900	517,900	568,900	
	63	392,500	467,600	518,800	569,800	
	64	393,000	468,300	519,600	570,700	
	65	393,300	469,000	520,500	571,600	
	66		469,700	521,400	572,500	
	67		470,400	522,100	573,400	
	68		471,000	523,000	574,300	
	69		471,300	523,900	575,200	
	70		472,000	524,700	576,100	
	71		472,700	525,600	577,000	
	72		473,400	526,500	577,900	
	73		473,800	527,300	578,800	
	74		474,400	528,200	579,700	
	75		475,100	529,100	580,600	
	76		475,800	529,800	581,500	
	77		476,200	530,600	582,400	
	78		476,800	531,500		
	79		477,400	532,400		
	80		477,900	533,300		
	81		478,500	534,100		
	82		479,000	535,000		
	83		479,500	535,900		
	84		480,000	536,800		
	85		480,400	537,600		
	86		481,000	538,500		
	87		481,400	539,400		
	88		481,900	540,300		
	89		482,400	541,100		
	90		483,000	542,000		
	91		483,600	542,900		
	92		484,000	543,800		
	93		484,500	544,600		

	94		485, 100	545, 500		
	95		485, 700	546, 400		
	96		486, 300	547, 300		
	97		486, 800	548, 100		
	98			549, 000		
	99			549, 900		
	100			550, 800		
	101			551, 600		
	102			552, 500		
	103			553, 400		
	104			554, 300		
	105			555, 100		
再任用職員		296, 200	338, 600	393, 000	466, 000	565, 900

備考　この表は、病院に勤務する医師及び歯科医師で別表第４⑶医療職給料表⑴等級別基準職務表に定めるものに適用する。

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000
	41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500
	42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900
	43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300
	44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
	45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100

	46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
	47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
	48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
	49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
	50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
	51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
	52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
	53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
	54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800	
	55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100	
	56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400	
	57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700	
	58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000	
	59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300	
	60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700	
	61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900	
	62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200	
	63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500	
	64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
	65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
	66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900	406,300	
	67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600	406,600	
	68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200	406,900	
	69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600	407,100	
	70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100	407,400	
	71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600	407,700	
	72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100	408,000	
	73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700	408,200	
	74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200	408,500	
	75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800	408,800	
	76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400	409,100	
	77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900	409,300	
	78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400	409,600	
	79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900	409,900	
	80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400	410,200	
	81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700	410,400	
	82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200	410,700	
	83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600	411,000	
	84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000	411,300	
	85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400	411,500	
	86		289,500	325,400	346,300	387,900		
	87		289,700	325,600	346,600	388,300		
	88		289,900	326,000	346,900	388,700		
	89		290,300	326,400	347,300	389,100		
	90		290,500	326,800	347,600	389,600		
	91		290,700	327,200	348,000	390,000		
	92		290,900	327,600	348,300	390,400		
	93		291,300	327,900	348,700	390,800		
	94		291,500	328,100	349,000	391,300		
	95		291,700	328,500	349,300	391,700		
	96		292,000	328,800	349,600	392,100		
	97		292,400	329,000	349,900	392,500		
	98		292,700	329,300	350,300	393,000		

	99		292,900	329,600	350,700	393,400		
	100		293,200	329,900	351,100	393,800		
	101		293,500	330,100	351,600	394,200		
	102		293,700	330,400	352,000	394,700		
	103		293,900	330,800	352,400	395,100		
	104		294,200	331,000	352,800	395,500		
	105		294,500	331,200	353,300	395,900		
	106			331,400	353,700			
	107			331,800	354,100			
	108			332,000	354,500			
	109			332,200	355,000			
	110			332,600	355,400			
	111			333,000	355,800			
	112			333,400	356,200			
	113			333,600	356,700			
	114				357,100			
	115				357,500			
	116				357,900			
	117				358,400			
	118				358,800			
	119				359,200			
	120				359,600			
	121				360,100			
	122				360,500			
	123				360,900			
	124				361,300			
	125				361,800			
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考　この表は、病院等に勤務する薬剤師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職員で別表第４⑷医療職給料表⑵等級別基準職務表に定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600
	41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
	42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
	43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
	44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
	45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
	46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300

	47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
	48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
	49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
	50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
	51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
	52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
	53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
	54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
	55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
	56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
	57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
	58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
	59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
	60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
	61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300	
	62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800	
	63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200	
	64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700	
	65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300	
	66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700	
	67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000	
	68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
	69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
	70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000		
	71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700		
	72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300		
	73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
	74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
	75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
	76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
	77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000		
	78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600		
	79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100		
	80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400		
	81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700		
	82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200		
	83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600		
	84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900		
	85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200		
	86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700		
	87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200		
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
	94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000		
	95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500		
	96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,900		
	97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300		
	98	285,200	317,300	350,500	368,200	394,700		
	99	285,800	317,900	351,000	368,700	395,200		

	100	286,700	318,600	351,400	369,200	395,600		
	101	287,500	319,000	351,900	369,800	396,000		
	102	288,300	319,600	352,300	370,300	396,400		
	103	289,100	320,200	352,800	370,800	396,900		
	104	289,900	320,800	353,200	371,200	397,300		
	105	290,600	321,200	353,500	371,800	397,700		
	106	291,100	321,700	354,000	372,300	398,100		
	107	291,600	322,200	354,400	372,800	398,600		
	108	292,100	322,700	354,700	373,300	399,000		
	109	292,300	323,100	355,200	373,900	399,400		
	110	292,600	323,500	355,700	374,300			
	111	292,800	323,800	356,200	374,800			
	112	293,200	324,100	356,700	375,300			
	113	293,500	324,500	357,200	375,900			
	114	293,700	324,900	357,700	376,300			
	115	294,100	325,300	358,200	376,800			
	116	294,400	325,600	358,600	377,300			
	117	294,700	325,800	359,000	377,900			
	118	295,000	326,100	359,400	378,300			
	119	295,300	326,500	359,900	378,800			
	120	295,700	326,700	360,400	379,300			
	121	296,000	326,900	360,800	379,900			
	122	296,400	327,200	361,300	380,300			
	123	296,700	327,500	361,800	380,800			
	124	297,100	327,800	362,300	381,300			
	125	297,300	328,000	362,600	381,900			
	126	297,500	328,300		382,300			
	127	297,800	328,700		382,800			
	128	298,200	328,900		383,300			
	129	298,400	329,100		383,900			
	130	298,700	329,300					
	131	299,100	329,700					
	132	299,500	329,900					
	133	299,700	330,200					
	134	300,000	330,600					
	135	300,400	331,000					
	136	300,700	331,400					
	137	300,900	331,700					
	138	301,200	332,100					
	139	301,600	332,500					
	140	301,900	332,900					
	141	302,100	333,200					
	142	302,500	333,600					
	143	302,900	333,900					
	144	303,200	334,300					
	145	303,400	334,600					
	146	303,600	335,000					
	147	303,900	335,400					
	148	304,300	335,800					
	149	304,500	336,100					
	150	304,700	336,500					
	151	305,000	336,900					
	152	305,300	337,300					

	153	305,700	337,600					
	154	305,900						
	155	306,100						
	156	306,400						
	157	306,700						
	158	307,000						
	159	307,300						
	160	307,600						
	161	308,000						
	162	308,300						
	163	308,600						
	164	308,900						
	165	309,300						
	166	309,600						
	167	309,900						
	168	310,200						
	169	310,600						
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考　この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で別表第４⑸医療職給料表⑶等級別基準職務表に定めるものに適用する。

第６条　富士市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第２２条第２項第１号中「、６月に支給する場合には１００分の９５、１２月に支給する場合には１００分の１０５」を「１００分の１００」に改め、同項第２号中「、６月に支給する場合には１００分の４５、１２月に支給する場合には１００分の５０」を「１００分の４７．５」に改める。

（富士市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第７条　富士市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和４１年富士市条例第５８号)の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の２１５」を「、６月に支給する場合には１００分の２１５、１２月に支給する場合には１００分の２２５」に改める。

第８条　富士市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「、６月に支給する場合には１００分の２１５、１２月に支給する場合には１００分の２２５」を「１００分の２２０」に改める。

（富士市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第９条　富士市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２２年富士市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項の表中「３７５，０００円」を「３７６，０００円」に改める。

第５条第２項中「１００分の１６２．５」を「、６月に支給する場合には１００分の１６２.５、１２月に支給する場合には１００分の１６７．５」に改める。

第１０条　富士市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「、６月に支給する場合には１００分の１６２.５、１２月に支給する場合には１００分の１６７．５」を「１００分の１６５」に改める。

（富士市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第１１条　富士市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年富士市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第４条関係）

給料表の種類／号給	行政職給料表		教育職給料表		医療職給料表(1)		医療職給料表(2)		医療職給料表(3)	
	１級	２級	１級	２級	１級	２級	１級	２級	１級	２級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	150,100	198,500	164,400	207,400	253,600	338,400	155,100	191,500	169,900	197,000
2	151,200	200,300	165,900	209,100	256,100	341,400	156,500	193,100	171,300	198,900
3	152,400	202,100	167,400	210,700	258,600	344,200	157,900	194,700	172,800	200,900
4	153,500	203,900	168,900	212,400	261,100	347,100	159,300	196,300	174,200	202,800
5	154,600	205,400	170,500	214,200	263,300	349,800	160,500	197,800	175,600	204,900
6	155,700	207,200	172,400	215,800	267,100	352,800	162,300	199,300	177,100	206,900
7	156,800	209,000	174,200	217,500	270,900	355,900	164,000	200,900	178,600	209,100
8	157,900	210,800	176,000	219,100	274,700	358,700	165,600	202,400	180,100	211,200
9	158,900	212,400	177,700	220,900	278,300	361,100	167,200	204,000	181,300	213,200
10	160,300	214,200	179,800	222,800	282,300	363,700	168,900	205,700	183,000	214,600
11	161,600	216,000	181,800	224,700	286,300	366,400	170,500	207,300	184,600	216,000
12	162,900	217,800	183,700	226,600	290,300	369,200	172,300	209,000	186,100	217,200
13	164,100	219,200	185,600	228,100	294,000	372,100	173,700	210,400	187,500	218,600
14	165,600	221,000	187,700	230,100	298,000	375,600	175,500	212,000	189,500	220,000
15	167,100	222,700	189,800	232,100	301,900	378,600	177,400	213,600	191,500	221,500
16	168,700	224,500	191,900	234,100	305,700	382,200	179,200	215,200	193,500	222,700
17	169,800	226,100	194,100	235,900	309,300	385,600	181,100	216,600	195,500	224,100
18	171,200	227,800	196,400	238,600	312,800	388,300	182,600	218,200	197,500	225,600
19	172,600	229,400	198,900	241,300	316,300	390,800	184,400	219,900	199,500	227,100
20	174,000	230,900	201,200	244,000	319,800	393,400	186,200	221,600	201,500	228,600
21	175,300	232,200	203,600	246,600	323,400	396,100	187,700	222,900	203,500	229,700
22	177,800	233,800	205,200	249,400	327,100	398,300	189,200	224,400	205,400	231,400
23	180,300	235,400	206,900	252,000	330,500	400,200	190,700	225,800	207,500	233,100
24	182,800	236,900	208,600	254,700	333,800	401,800	192,200	227,300	209,600	234,700
25	185,200	237,900	210,100	257,000	337,300	403,800	193,800	228,500	211,200	236,000
26	186,900	239,400	211,600	259,400	339,800	406,100	195,100	229,900	212,500	237,700
27	188,500	240,700	213,300	261,900	342,400	408,300	196,600	231,200	213,700	239,400
28	190,200	241,900	214,900	264,100	344,700	410,600	198,000	232,400	215,000	241,100
29	191,700	243,100	216,400	266,600	347,100	412,900	199,500	233,600	216,200	242,700

30	193,400	244,100	218,100	268,900	348,900	415,000	200,700	234,900	217,300	244,100
31	195,200	245,100	219,800	271,100	350,700	417,000	202,000	236,400	218,600	245,400
32	196,900	246,100	221,500	273,200	352,700	419,100	203,300	237,700	219,700	246,500
33	198,500	247,200	222,900	275,300	354,900	421,000	204,700	238,700	221,000	247,500
34	199,900	248,100	224,700	277,500	357,200	422,800	206,100	240,000	222,300	248,600
35	201,400	249,000	226,500	279,600	359,300	424,600	207,400	240,900	223,600	249,500
36	202,900	250,000	228,200	281,500	361,600	426,600	208,800	242,100	224,900	250,500
37	204,200	250,900	229,700	283,800	363,700	428,500	209,900	243,400	226,000	251,200
38	205,500	252,200	231,500	285,500	366,100	430,500	211,200	244,500	227,400	252,200
39	206,700	253,400	233,300	287,400	368,300	432,400	212,500	245,600	228,700	253,100
40	208,000	254,700	235,100	289,200	370,300	434,400	213,800	246,700	230,100	254,100
41	209,300	256,000	236,800	290,600	372,500	436,200	214,900	247,800	231,000	254,500
42	210,600	257,400	238,500	292,700	373,500	438,000	216,100	248,700	232,400	255,400
43	211,900	258,600	240,100	294,700	374,300	439,700	217,300	249,600	233,700	256,200
44	213,200	259,800	241,700	296,900	375,000	441,500	218,500	250,400	235,100	256,900
45	214,300	260,900	242,900	298,900	376,200	443,300	219,600	251,500	236,300	257,700
46	215,600	262,100	244,200	301,300	377,600	445,100	220,700	252,800	237,700	258,400
47	216,900	263,400	245,500	303,500	379,100	446,900	221,700	254,100	239,000	259,300
48	218,200	264,500	246,600	306,100	380,600	448,600	222,700	255,300	240,300	260,100
49	219,200	265,600	247,900	308,300	381,700	450,400	223,600	256,800	241,200	260,900
50	220,300	266,600	249,300	310,700	382,700	452,100	224,500	258,200	242,300	261,800
51	221,300	267,800	250,500	313,000	383,700	453,900	225,400	259,400	243,300	262,700
52	222,300	268,900	251,900	315,200	384,500	455,700	226,300	260,600	244,300	263,700
53	223,300	269,900	253,000	317,300	385,400	457,600	226,600	261,600	245,000	264,800
54	224,200	270,900	254,200	319,100	386,300	458,800	227,400	262,900	246,000	266,000
55	225,100	272,000	255,500	320,700	387,000	460,000	228,000	264,200	246,900	267,300
56	226,000	273,100	256,500	322,300	387,900	461,200	228,800	265,300	247,800	268,600
57	226,300	274,000	257,800	324,200	388,600	462,400	229,500	266,100	248,500	270,000
58	227,100	275,000	258,500	326,300	389,500	463,400	230,200	267,300	249,500	271,500
59	227,800	275,900	259,600	328,400	390,300	464,400	230,800	268,500	250,100	272,900
60	228,500	277,000	260,600	330,400	391,100	465,400	231,400	269,600	250,900	274,300
61	229,200	278,100	261,700	332,500	391,600	466,200	232,100	270,500	251,700	275,600
62	230,000	279,100	262,600	334,600	392,100	466,900	232,700	271,600	252,500	276,900
63	230,700	280,000	263,700	336,800	392,500	467,600	233,300	272,700	253,300	278,300
64	231,300	281,000	264,500	339,000	393,000	468,300	234,000	273,800	254,100	279,400
65	231,900	281,500	265,800	340,700	393,300	469,000	234,600	274,600	254,800	280,500

66	232,500	282,400	267,200	342,900		469,700	235,300	275,700	255,500	281,800
67	233,100	283,100	268,600	344,900		470,400	236,000	276,600	256,300	283,100
68	233,800	284,000	270,200	347,100		471,000	236,700	277,700	257,000	284,400
69	234,500	285,000	271,500	348,900		471,300	237,300	278,700	257,800	285,500
70	235,100	285,800	272,800	350,800		472,000	237,900	279,700	258,600	287,000
71	235,600	286,600	274,100	352,800		472,700	238,500	280,800	259,500	288,500
72	236,300	287,400	275,400	354,800		473,400	239,000	281,900	260,500	289,900
73	237,000	288,200	276,400	356,400		473,800	239,600	282,500	261,800	290,900
74	237,600	288,700	277,600	358,300		474,400	240,300	283,200	263,100	292,300
75	238,200	289,100	278,900	360,100		475,100	241,000	283,700	264,200	293,500
76	238,700	289,600	279,900	362,000		475,800	241,500	284,500	265,300	294,800
77	239,300	289,800	280,800	363,800		476,200	241,900	285,300	266,200	296,200
78	240,000	290,100	281,800	365,500		476,800	242,400	285,900	267,200	297,500
79	240,700	290,300	282,800	367,200		477,400	242,900	286,500	268,400	298,700
80	241,200	290,700	283,800	368,800		477,900	243,200	287,100	269,400	300,000

附　則

（施行期日等）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条、第４条、第６条、第８条、第１０条及び第１１条の規定は、令和５年４月１日から施行する。

第２条　第１条の規定による改正後の富士市特別職の職員の給与に関する条例（次条において「改正後の特別職職員給与条例」という。）の規定、第３条の規定による改正後の富士市教育長の給与等に関する条例（次条において「改正後の教育長給与条例」という。）の規定、第５条の規定による改正後の富士市職員の給与に関する条例（次条において「改正後の一般職職員給与条例」という。）の規定、第７条の規定による改正後の富士市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次条において「改正後の議員報酬条例」という。）の規定及び第９条の規定による改正後の富士市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和４年４月１日から適用する。

（給与等の内払）

第３条　改正後の特別職職員給与条例の規定、改正後の教育長給与条例の規定、改正後の一般職職員給与条例の規定、改正後の議員報酬条例の規定又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の富士市特別職の職員の給与に関する条例の規定、第３条の規定による改正前の富士市教育長の給与等に関する条例の規定、第５条の規定による改正前の

富士市職員の給与に関する条例の規定、第７条の規定による改正前の富士市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定又は第９条の規定による改正前の富士市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与等は、それぞれ改正後の特別職職員給与条例の規定、改正後の教育長給与条例の規定、改正後の一般職職員給与条例の規定、改正後の議員報酬条例の規定又は改正後の任期付職員条例の規定による給与等の内払とみなす。

（規則への委任）

第４条　前２条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議第１０５号

富士市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和４年１１月２４日提出

富士市長　　小長井　　義　正

富士市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

（令和　　年　　月　　日
　条　例　第　　　　号）

富士市職員の退職手当に関する条例（昭和４１年富士市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第２項本文中「）が１８日」を「第１３条第２項において「勤務日数」という。）が１８日（１月間の日数（富士市の休日を定める条例（平成２年富士市条例第３１号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が２０日に満たない日数の場合にあつては、１８日から２０日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第１３項第２項において「職員みなし日数」という。）」に改め、同項ただし書中「法第２２条の２第１項第１号」を「地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２２条の２第１項第１号」に改める。

第４条第１項第１号中「第２８条の２第１項」を「第２８条の６第１項」に、「第２８条の３第１項」を「第２８条の７第１項」に改める。

第５条第１項第１号中「第２８条の２第１項」を「第２８条の６第１項」に、「第２８条の３第１項」を「第２８条の７第１項」に改め、同条第２項中「（前項」を「（同項」に改める。

第５条の３中「１５年」を「２０年」に改める。

第７条の４第１項中「除く。以下」を「除く。第８条第４項において」に改め、「（以下」の次に「この項及び第５項において」を加える。

第１０条の２第１項第１号中「１５年」を「２０年」に改める。

第１３条第２項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が１８日」を「勤務日数が職員みなし日数」に、「すべての」を「全ての」に改め、同条第４項中「、当該」を「当該」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が３０日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が４年から第１項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第１項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第１１項第６号中「第４条第８項」を「第４条第９項」に改める。

第１７条第１項第２号及び第３号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第１８条第１項中「にあつては」を「には」に改め、同項第２号及び第３号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第２０条第１項中「。以下この条」を「。以下この項から第６項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第２項から第４項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第５項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第４項中「第５条の３まで」の次に「及び附則第１３項から第２１項まで」を加える。

附則第５項中「第５条の２」の次に「及び附則第１６項」を加える。

附則第６項中「第５条」の次に「又は附則第１４項」を加える。

附則第８項中「令和４年３月３１日」を「令和７年３月３１日」に改める。

附則に次の９項を加える。

１３　当分の間、第４条第１項の規定は、１１年以上２５年未満の期間勤続した者であつて、６０歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第２項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第３条の規定の適用については、同条第１項中「又は第５条」とあるのは、「、第５条又は附則第１３項」とする。

１４　当分の間、第５条第１項の規定は、２５年以上の期間勤続した者であつて、６０歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第２項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第３条の規定の適用については、同条第１項中「又は第５条」とあるのは、「、第５条又は附則第１４項」とする。

１５　前２項の規定は、富士市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和４年富士市条例第　　号。以下「令和４年改正条例」という。）による改正前の富士市職員の定年等に関する条例（昭和５９年富士市条例第５号）第３条ただし書に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

１６　令和４年改正条例による改正後の富士市職員の給与に関する条例附則第１４項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

１７　当分の間、第４条第１項第３号並びに第５条第１項第３号、第５号及び第６号に掲げる者に対する第５条の３及び第７条の３の規定の適用については、第５条の３中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第１５項に規定する職員以外の者にあつては６０歳とし、同項に規定する

職員にあつては６５歳とする。）に達する日」と、第５条の３の表第４条第１項及び第５条第１項の項、第５条の２第１項第１号の項及び第５条の２第１項第２号の項並びに第７条の３の表第７条の項、第７条の２第１号の項及び第７条の２第２号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数１年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第１５項に規定する職員以外の者にあつては６０歳とし、同項に規定する職員にあつては６５歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数１年につき」とする。

１８　当分の間、第４条第１項第３号並びに第５条第１項第３号、第５号及び第６号に掲げる者（附則第１５項に規定する職員以外の者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年が６０歳を超える者に限る。）に対する第５条の３及び第７条の３の規定の適用については、第５条の３の表第４条第１項及び第５条第１項の項、第５条の２第１項第１号の項及び第５条の２第１項第２号の項並びに第７条の３の表第７条の項、第７条の２第１号の項及び第７条の２第２号の項中「１００分の３（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が１年である職員にあつては、１００分の２）」とあるのは、「１００分の３」とする。

１９　当分の間、第４条第１項第３号及び第５条第１項（第１号を除く。）に掲げる者（附則第１５項に規定する職員以外の者に限る。）に対する第５条の３の規定の適用及び第１０条の２の規定の適用については、第５条の３及び第１０条の２第１項第１号中「２０年を」とあるのは「１５年を」とし、第５条の３表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第１０条の２第１項第１号中「定年」とあるのはそれぞれ「６０歳」とする。

２０　当分の間、第５条第１項第２号及び第４号に掲げる者（附則第１５項に規定する職員以外の者に限る。）が６０歳に達する日前に退職したときにおける第５条の３及び第７条の３の規定の適用については、第５条の３の表第４条第１項及び第５条第１項の項、第５条の２第１項第１号の項及び第５条の２第１項第２号の項並びに第７条の３の表第７条の項、第７条の２第１号の項及び第７条の２第２号の項中「１００分の３（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が１年である職員にあつては、１００分の２）」とあるのは、「６０歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に１００分の３を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

２１　当分の間、第５条第１項第２号及び第４号に掲げる者（附則第１５項に規定する職員以外の者に限る。）が６０歳に達した日以後に退職したときにおける第５条の３及び第７条の３の規定

の適用については、第５条の３の表第４条第１項及び第５条第１項の項、第５条の２第１項第１号の項及び第５条の２第１項第２号の項並びに第７条の３の表第７条の項、第７条の２第１号の項及び第７条の２第２号の項中「１００分の３（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が１年である職員にあつては、１００分の２）」とあるのは、「１００分の２を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附　則

（施行期日等）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第２条第２項本文の改正規定、第１３条第２項、第４項及び第１１項の改正規定並びに附則第８項の改正規定並びに附則第３条の規定は、公布の日から施行する。

２　次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

⑴　この条例による改正後の第１３条第４項の規定及び附則第３条の規定　令和４年７月１日

⑵　この条例による改正後の第２条第２項本文並びに第１３条第２項及び第１１項の規定　令和４年１０月１日

（経過措置）

第２条　暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第４条第１項若しくは第２項又は第６条第１項若しくは第２項の規定により採用された職員をいう。）に対する改正後の富士市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第２条第１項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第４条第１項若しくは第２項又は第６条第１項若しくは第２項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。

第３条　新条例第１３条第４項の規定は、附則第１条第２項第１号に定める適用の日以後に新条例第１３条第４項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

第４条　新条例第２条第２項本文及び第１３条第２項の規定は、令和４年１０月１日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

議第１０６号

富士市税条例の一部を改正する条例制定について

富士市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和４年１１月２４日提出

富士市長　　小長井　　義　正

富士市税条例の一部を改正する条例

（令和　　年　　月　　日
条　例　第　　　　号）

富士市税条例（昭和６１年富士市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第１２条第３項中「この項」の次に「、第１３条の２」を加える。

第１３条の次に次の１条を加える。

（法人の市民税の課税免除）

第１３条の２　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、均等割を課さない。ただし、これらの者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

⑴　公益社団法人及び公益財団法人

⑵　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第７項に規定する認可地縁団体

⑶　特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人

２　前項各号のいずれかに該当する者に対しては、法人税割を課さない。ただし、これらの者が収益事業又は法人課税信託の引受けを行う場合は、この限りでない。

第４６条第１項第３号中「並びにこれら」を削る。

第６６条の次に次の１条を加える。

（固定資産税の課税免除）

第６６条の２　地方自治法第２６０条の２第１項に規定する地縁による団体又は同条第７項に規定する認可地縁団体が公益のため直接専用する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、固定資産税を課さない。ただし、固定資産を有料で借り受けて使用する場合には、当該固定資産の所有者に課する。

２　前項の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第１号及び第３号に、家屋については第２号及び第３号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が使用者の所有に属さないものであるときは、当該固定資産を使用者に無料で使用させていることを証明する書面を当該申告書に添付しなければならない。

⑴　土地の所在、地番、地目、地積及びその用途並びにその用に供し始めた時期

⑵　家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び用途並びにその用に供し始めた時期

⑶　課税免除の適用を受けようとする理由

３　第１項の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、同項の規定に該当しないこととなつた場合又は有料で使用させることとなつた場合においては、当該固定資産の所有者は、直ちに市長に申告しなければならない。

第１４４条の次に次の１条を加える。

（都市計画税の課税免除）

第１４４条の２　第６６条の２第１項の規定によつて固定資産税を課さない固定資産に対しては、都市計画税を課さない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

２　この条例による改正後の富士市税条例（以下「新条例」という。）第１３条の２及び第４６条第１項の規定は、令和４年４月１日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

３　新条例第１３条の２第１項の規定は、令和４年度以後の年度分の法人の市民税の均等割について適用し、この条例による改正前の富士市税条例第４６条第１項第３号に掲げる者に対して課される令和３年度分までの法人の市民税の均等割については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

４　新条例第６６条の２の規定は、令和５年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和４年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

５　新条例第１４４条の２の規定は、令和５年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和４年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議第１０７号

富士市森林墓園条例の一部を改正する条例制定について

富士市森林墓園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和４年１１月２４日提出

富士市長　　小長井　　義　正

富士市森林墓園条例の一部を改正する条例

（令和　　年　　月　　日
条例第　　　号）

富士市森林墓園条例（平成１２年富士市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第２条の次に次の１条を加える。

（墓所の種別）

第２条の２　墓所の種別は、次に掲げるとおりとする。

⑴　芝生墓所（焼骨等を埋蔵するために区画された区域で、その表土に芝を植生したものをいう。）

⑵　普通墓所（焼骨等を埋蔵するために区画された区域で、芝生墓所以外のものをいう。）

⑶　合葬式墓所（多数の焼骨を合同して埋蔵するための施設をいう。）

第３条を次のように改める。

（使用申込者の資格）

第３条　墓所の使用の申込みができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

⑴　芝生墓所又は普通墓所の使用の申込みをしようとする者で、本市に引き続き１年以上居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されているもの

⑵　合葬式墓所の使用の申込みをしようとする者で、次のいずれかに該当するもの

ア　死亡した時点で、本市に引き続き１年以上居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていた者の焼骨を埋蔵しようとする者

イ　本市に引き続き１年以上居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者で、祭祀（し）の主宰者として現に焼骨を有しているもの

第５条に次の１項を加える。

３　第１項の規定にかかわらず、合葬式墓所の使用の申込みをした者を使用予定者とすることができる。

第６条第２項を次のように改める。

２　芝生墓所又は普通墓所の使用の承認は、１世帯につき芝生墓所又は普通墓所のいずれか１区画までとする。

第６条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　合葬式墓所の使用は、焼骨１体ごとに承認する。

第９条中「別表」を「別表第１」に改める。

第１０条第１項中「使用者」の次に「のうち芝生墓所又は普通墓所の使用の承認を受けた者（以下「芝生墓所等使用者」という。）」を加え、「別表」を「別表第２」に改める。

第１１条及び第１２条ただし書中「使用者」を「芝生墓所等使用者」に改める。

第１３条第２号を次のように改める。

⑵　使用者が法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。

第１３条第３号中「祭祀」を「祭祀」に改め、同条第４号及び第５号を次のように改める。

⑷　芝生墓所等使用者が５年間管理料を納入しないとき。

⑸　芝生墓所等使用者が行方不明となって５年が経過し、祭祀を主宰すべき者がいないとき。

第１３条中第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

⑹　使用者のうち合葬式墓所の使用の承認を受けた者が第６条第１項の承認を受けた日から３か月以内に焼骨を埋蔵しないとき。

第１４条中「前条第３号又は第４号」を「前条第３号又は第５号」に改める。

第１６条中「使用者」を「芝生墓所等使用者」に改める。

第１７条第１項中「使用者」を「芝生墓所等使用者」に改め、同条第２項中「使用者が」を「芝生墓所等使用者が」に、「使用者から」を「当該使用者から」に改める。

第１９条を第２０条とし、第１８条の次に次の１条を加える。

（合葬式墓所焼骨の取扱い）

第１９条　合葬式墓所に埋蔵した焼骨は、いかなる理由があっても返還しない。

別表を次のように改める。

別表第１（第９条関係）

区分		使用料
芝生墓所		５０万円
普通墓所		５０万円
合葬式墓所	芝生墓所又は普通墓所の返還と同時に使用承認が申し込まれた焼骨	１体につき　５万円
	粉状焼骨	１体につき　５万円
	上記以外の焼骨	１体につき　１０万円

別表第１の次に次の１表を加える。

別表第２（第１０条関係）

区分	管理料
芝生墓所	年額　６，６００円
普通墓所	年額　５，５００円

附　則

1　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

2　この条例の施行の際現に改正前の富士市森林墓園条例第６条の規定による使用の承認を受けている者は、改正後の富士市森林墓園条例の規定による芝生墓所又は普通墓所の使用の承認を受けた者とみなす。

議第１０８号

富士市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

富士市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和４年１１月２４日提出

富士市長　　小長井　　義　正

富士市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

（令和　　年　　月　　日
条　例　第　　　　号）

富士市国民健康保険税条例（昭和４２年富士市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「及び資産割額」を削り、同項ただし書中「６３万円」を「６５万円」に改め、同条第３項ただし書中「１９万円」を「２０万円」に改める。

第３条第１項中「１００分の６．４」を「１００分の６．８」に改める。

第４条を次のように改める。

第４条　削除

第１９条第１項中「６３万円」を「６５万円」に、「１９万円」を「２０万円」に改める。

附　則

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

２　改正後の富士市国民健康保険税条例の規定は、令和５年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和４年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第１０９号

富士市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

富士市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和４年１１月２４日提出

富士市長　　小長井　　義　正

富士市水道事業給水条例の一部を改正する条例

（令和　　年　　月　　日
条　例　第　　　　号）

富士市水道事業給水条例（昭和４１年富士市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第３３条の見出し中「及び使用水量」を削り、同条第１項中「次のとおり」を「別表に定める１か月分の基本料金と従量料金との合計額」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、給水管の呼び径が２５ミリメートル以下の場合において、その月の使用日数が１５日を超えないときの料金は、同表に定める基本料金の２分の１の額と従量料金との合計額とする。

第３３条第１項各号を削る。

別表を次のように改める。

別表（第２８条、第３３条関係）

<table>
<tr><th rowspan="2">区分
呼び径（ミリメートル）</th><th rowspan="2">基本料金（月額）</th><th colspan="2">従量料金</th></tr>
<tr><th>段階区分</th><th>金額</th></tr>
<tr><td rowspan="3">１３</td><td rowspan="3">１，２３２円</td><td>使用水量１０立方メートルまでのもの　１立方メートルにつき</td><td>１１円</td></tr>
<tr><td>使用水量１０立方メートルを超え、２０立方メートルまでのもの　１立方メートルにつき</td><td>８８円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用水量２０立方メートルを超え、５０立方メートルまでのもの　１立方メートルにつき</td><td rowspan="2">１０４円５０銭</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２０</td><td rowspan="2">１，８１５円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用水量５０立方メートルを超え、１００立方メートルまでのもの　１立方メートルにつき</td><td rowspan="2">１２１円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２５</td><td rowspan="2">２，５５２円</td></tr>
<tr><td>使用水量１００立方メートルを超えるもの　１立方メートルにつき</td><td>１３２円</td></tr>
<tr><td>３０</td><td>３，３１１円</td><td rowspan="2">使用水量２０立方メートルまでのもの　１立方メートルにつき</td><td rowspan="2">８８円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">４０</td><td rowspan="2">６，２２６円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用水量２０立方メートルを超え、５０立方メートルまでのもの　１立方メートルにつき</td><td rowspan="2">１０４円５０銭</td></tr>
<tr><td rowspan="2">５０</td><td rowspan="2">９，４６０円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用水量５０立方メートルを超え、１００立方メートルまでのもの</td><td rowspan="2">１２１円</td></tr>
<tr><td>７５</td><td>２２，８８０円</td></tr>
</table>

１００	４０，４８０円	１立方メートルにつき	
１５０	７０，４００円	使用水量１００立方メートルを超えるもの　１立方メートルにつき	１３２円

附　則

1　この条例は、令和５年１０月１日から施行する。

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用における施行日の属する月分の使用水量に係る料金の額については、なお従前の例による。

議第１１０号

富士市下水道条例の一部を改正する条例制定について

富士市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和４年１１月２４日提出

富士市長　　小長井　　義　正

富士市下水道条例の一部を改正する条例

（令和　　年　　月　　日
条　例　第　　　　号）

富士市下水道条例（平成１０年富士市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

第１７条第１項中「額は、」の次に「次の基本料金と」を加え、「応じ、次の基本料金と」を「応じた」に改め、同項の表中

「

料金区分	段階区分	金額
基本料金	排除汚水量１０立方メートル以下	１，４３０円
従量料金	排除汚水量１０立方メートルを超え２０立方メートルまでのもの　１立方メートルにつき	１２１円

」を

「

区　分		金額
基本料金		１，３４２円
従量料金	排除汚水量１０立方メートル以下のもの　１立方メートルにつき	１１円
	排除汚水量１０立方メートルを超え２０立方メートルまでのもの　１立方メートルにつき	１２１円

」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している公共下水道の使用における

施行日の属する月分の排除汚水量に係る使用料の額については、なお従前の例による。

（富士市中野台下水処理施設条例の一部改正）

３　富士市中野台下水処理施設条例（平成２０年富士市条例第９１号）の一部を次のように改正する。

第１４条第１項中「、毎使用月において使用者が排除した汚水の量(以下「排除汚水量」という。)に応じ」を削り、「基本料金と」の次に「毎使用月において使用者が排除した汚水の量(以下「排除汚水量」という。)に応じた」を加える。

議第１１１号

富士市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について

富士市立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和４年１１月２４日提出

富士市長　　小長井　　義　正

富士市立学校設置条例の一部を改正する条例

（令和　　年　　月　　日
条　例　第　　　　号）

富士市立学校設置条例（昭和４１年富士市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

別表富士市立大淵第二小学校の項を削る。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

議第１１２号

富士市立幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市立幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和４年１１月２４日提出

富士市長　　小長井　　義　正

富士市立幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例

（令和　　年　　月　　日
条　例　第　　　　号）

富士市立幼稚園の設置等に関する条例（昭和４１年富士市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

第２条の表富士市立原田幼稚園の項を削る。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

議第１１３号

富士市立学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

富士市立学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和４年１１月２４日提出

富士市長　　小長井　　義　正

富士市立学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例

（令和　　年　　月　　日
条　例　第　　　　号）

富士市立学校施設使用料徴収条例（昭和５９年富士市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富士市立学校施設等使用料徴収条例

第１条中「（以下「学校施設」を「及び学校としての用途を廃止した施設（以下「学校施設等」に改める。

第２条及び第３条第１項中「学校施設」を「学校施設等」に改める。

別表第１中「学校名」を「学校名等」に、「富士市立大淵第二小学校」を「旧富士市立大淵第二小学校」に改め、同表富士市立富士川第二中学校の項中「屋外運動場夜間照明施設」を「庭球場夜間照明施設」に改める。

別表第２の１屋内運動場及び屋外運動場夜間照明施設の表中「及び屋外運動場夜間照明施設」を「、屋外運動場夜間照明施設及び庭球場夜間照明施設」に、

「

屋外運動場夜間照明施設

」を「

屋外運動場夜間照明施設 及び庭球場夜間照明施設

」に改める。

附　則

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の庭球場夜間照明施設の使用に係る使用料については、施行日前であっても、改正後の別表第２の規定により徴収することができる。